

# 松阪市人権施策基本方針

## 第三次改定

松 阪 市

# 目 次

I	人権をめぐる状況	1
1	国際的な潮流	1
2	国内の動向	2
3	県内の動向	3
4	松阪市におけるこれまでの取組	3
5	改定の経緯	4
II	基本理念	5
III	基本方針の策定	5
IV	人権施策の推進	6
1	人権尊重のまちづくり実現のための施策	8
(1)	人間尊重のまちづくり	8
(2)	希望と誇りあふれるまちづくり	8
2	人権意識の高揚を図るための施策	9
(1)	あらゆる場における人権教育・啓発の推進	9
(2)	人権教育に取り組む指導者の養成	10
(3)	人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実	10
3	人権擁護・救済のための施策	11
(1)	相談体制の充実	11
(2)	人権擁護・救済システムの充実	12
4	多文化共生社会の実現やバリアフリーのまちづくり	13
(1)	多文化共生社会の実現のための施策	13
(2)	バリアフリーのまちづくり	14
5	市民が自ら進んでの人権のまちづくり	15
(1)	市民参加・参画のまちづくり	15
(2)	市民の主体的な人権教育に関する活動の促進	15
6	人権課題解決のための基本施策	16
	部落差別（同和問題）	16
	女性の人権（ジェンダー平等）	18
	子どもの人権	20
	高齢者の人権	22
	障がいのある人の人権	24
	外国人住民の人権	26
	アイヌの人々の人権	28
	インターネット・SNSによる人権侵害	29
	労働者の人権	31
	性の多様性	32
	自死（自殺）をめぐる人権問題	33
	様々な人権問題	34
V	推進にあたって	39
1	人権行政の推進体制	39
2	国・県・各市町・民間団体・事業所との連携	39
3	基本方針の見直し	40

## I 人権をめぐる状況

### 1 国際的な潮流

1948(昭和23)年12月に国際連合(以下「国連」という。)で採択された世界人権宣言では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いの同胞の精神をもって行動しなければならない」とうたわれています。

その後、国連では、その基本的精神を具体化する「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」(1965(昭和40)年)、「国際人権規約」(1966(昭和41)年)や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」(1979(昭和54)年)、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(1989(平成元年)年)、「障害者の権利に関する条約」(2006(平成18)年)などを通じて、国際的な人権保障の確立に努めてきました。

しかし、これらの取組にもかかわらず、世界各地において人種や民族、宗教などの違いによる、地域紛争の発生や、飢餓や難民問題など人権問題は深刻化しています。

1994(平成6)年12月に国連は「人権教育のための国連10年」(1995年～2004年)を決議し、人権という普遍的な文化を構築していくための、「人権教育のための国連10年行動計画」を提起しました。

さらに、その終了を受けて「人権教育のための世界計画」を策定し、終了計画を設けず3年ごとのフェーズ及び行動計画を策定しています。第1フェーズでは初等中等教育、第2フェーズでは「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」、第3フェーズでは「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」がテーマとされました。第4フェーズでは、これまでの3つのフェーズの実施を前進されるよう取組の強化が奨励されると同時に「青少年のための人権教育」をテーマとし、2019(令和元)年9月に「人権教育のための世界計画:第4フェーズ行動計画」が採択されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症による課題、また世界各地での紛争が絶えず、人命にかかわる人権が侵害される状況が続いています。

## 2 国内の動向

わが国においては、「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法が制定され、憲法第11条では「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とうたわれており、そして憲法第14条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」ことが明記されています。

こうした日本国憲法のもと前記の人権諸条約の批准、法制度の整備など様々な取組を行ってきました。

1999(平成11)年7月には、人権擁護推進審議会より「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」と題する答申が出され、国、地方公共団体等が取り組むべき施策の方向性が示されるとともに、2000(平成12)年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

近年では、「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」「本邦出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」など人権に係わる法整備の取組が進められています。

### 3 県内の動向

三重県では1997(平成9)年施行の「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、「三重県人権施策基本方針」及び「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定しました。

2018(平成30)年10月には「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」、2021(令和3)年4月「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を施行し、各方面での人権施策を進めています。

また、1997(平成9)年に制定した「人権が尊重される三重をつくる条例」を全部改正し、「不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ること」を目的とし、2022(令和4)年5月「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を施行し、人権啓発・教育や関係機関の連携による相談体制の充実などに取り組んでいます。

### 4 松阪市におけるこれまでの取組

2005(平成17)年1月1日に、松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の1市4町が合併し、2006(平成18)年3月に新たな松阪市として「人権尊重都市宣言」を行いました。同年12月には、市民一人ひとりが人権を尊び、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別など、あらゆる差別をなくすための行動を促すとともに、すべての人々が希望と誇りをもって社会に参加できる地域社会を実現していくために、「松阪市人権のまちづくり条例」を制定し、行政や市民・事業者などが一体となって、すべての人権が尊重される人権侵害のないまちづくりの実現に取り組んでいます。

そして、2009(平成21)年に、「松阪市人権施策基本方針の第一次改定」、2014(平成26)年には第二次改定を行いました。この「松阪市人権施策基本方針」を多様な主体で推進していくために、2020(令和2)年に「松阪市人権施策行動計画」を策定し、人権尊重の社会を実現するため、人権尊重の視点に立った諸施策を総合的、計画的に推進しています。

## 5 改定の経緯

「松阪市人権施策基本方針」の改定(第一次2009(平成21)年、第二次2014(平成26)年)を行い、人権尊重の社会を実現するために、人権尊重の視点に立った諸施策を総合的、計画的に推進してきました。

しかし、昨今の社会状況の変化を背景として、性の多様性、インターネット・SNSによる差別事象、感染症に係る人権問題など新たな取組が求められています。

また、全国の自死者数は2022(令和4)年で約2万2千人と、警察庁「自殺統計」開始以来最多となった2003(平成15)年の約3万4千人と比較し大きく減少しておりますが、この5年間は、ほぼ前年比と変わらない状況です。松阪市でも2022(令和4)年中に32人が自死によって亡くなられており、依然として深刻な状況にあります。

自死は、本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々にも大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失です。また、自死にいたる社会的要因としては、健康上の悩み、失業、生活苦、多重債務、長時間労働やいじめ問題など様々な要因があるとともに、自死遺族への偏見など人権問題にも密接に関係しています。

このようなことから、人権施策の一層の充実を図るため、これまでの基本方針策定後5年間の取組の成果と「松阪市人権問題についての市民意識調査」の結果や「松阪市人権施策行動計画」の事業評価・検証を踏まえた中で、「松阪市人権施策基本方針」の改定(第三次)を行いました。

## II 基本理念

市民一人ひとりが希望あふれ、安心して暮らせるまちづくり

2006(平成18)年に制定した「松阪市人権のまちづくり条例」第1条では、「この条例は、世界人権宣言、日本国憲法及び松阪市人権尊重都市宣言の精神にのっとり、一人ひとりが人権を尊び、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別など、あらゆる差別をなくすための行動を促すとともに、すべての人々が希望と誇りをもって社会に参加できる地域社会の実現に資することを目的とします。」としています。

松阪市は、こうした条例のめざす人権尊重の社会を実現するため、先の基本方針における人権施策の基本理念を引き継ぎ、「市民一人ひとりが希望あふれ、安心して暮らせるまちづくり」を人権施策の基本理念とします。

この基本理念を人権施策に反映させるとともに、市民、NPO法人等の民間団体、事業所、国・県などの関係機関と協働・連携を深めていきます。

## III 基本方針の策定

この基本方針は、基本理念である「市民一人ひとりが希望あふれ、安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、「松阪市人権のまちづくり条例」第6条に規定する人権尊重の視点に立った諸施策を総合的、計画的に推進するために策定します。

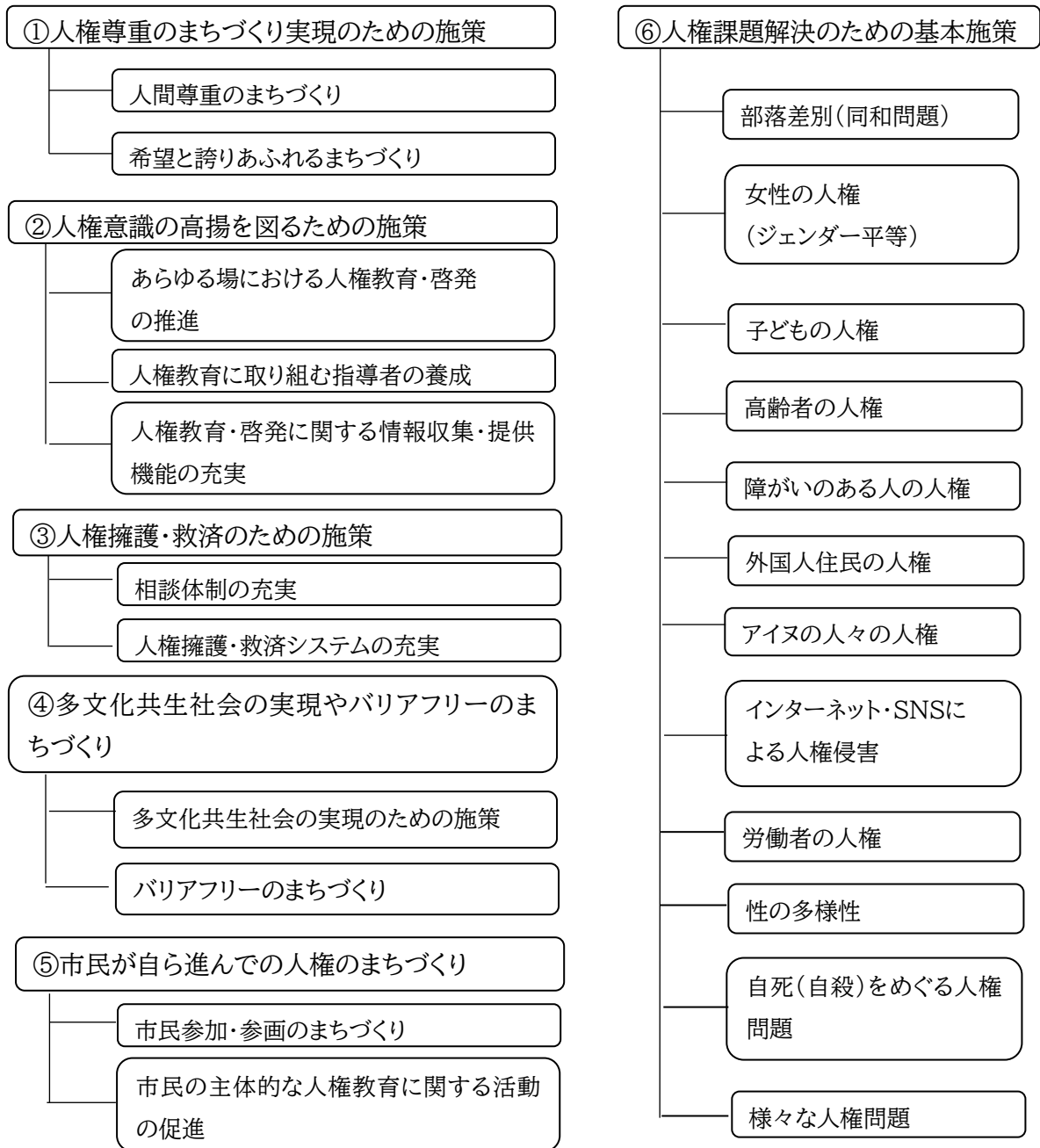
#### IV 人権施策の推進

人権施策の推進にあたっては、人権施策推進の「基本理念」及び「松阪市人権のまちづくり条例」に基づき、右の人権施策体系図のとおり6つの施策を推進します。

- ① 人権尊重のまちづくり実現のための施策  
市民一人ひとりの人権が尊重され、全ての人が安心して暮らすことができ、元気で魅力あるまちづくりを行うための施策です。
- ② 人権意識の高揚を図るための施策  
市民の人権意識を高め、人権問題の正しい理解と認識を培い、人権が尊重される社会の実現のための施策です。
- ③ 人権擁護・救済のための施策  
人権が侵害された場合に適切な人権擁護と救済を図るための施策です。
- ④ 多文化共生社会の実現やバリアフリーのまちづくり  
多文化共生社会の実現やバリアフリー化など、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるための施策です。
- ⑤ 市民が自ら進んでの人権のまちづくり  
人権が尊重されるまちづくりを推進するため、社会全体で取組を進めるための施策です。
- ⑥ 人権課題解決のための基本施策  
上記の5つの基本施策に基づき、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人など人権課題ごとに対応するための施策です。



## 人権施策体系図



## 1 人権尊重のまちづくり実現のための施策

2020(令和2)年に策定した松阪市総合計画においては、10年後の将来像を『ここに住んでよかった・・・みんな大好き松阪市』として描き、その中では「市民はもちろんのこと、松阪市に職場があって働いている人も、観光で訪れた人も、様々な形でご縁のある方々全てが『大好き松阪市』と感じられるまちにしていきたい」という想いを掲げています。

市民一人ひとりの人権が尊重され性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化や社会背景、性的指向・性自認などに関わらず、全ての人が自分らしく生きられる地域社会の実現をめざし、市民、NPO法人等の民間団体、事業所、国・県などの関係機関と連携して取り組んでいきます。

### (1)人間尊重のまちづくり

「人間が尊重されるまち」とは、松阪で住み、働き、学び、活動する全ての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、受入れ、共に生きるまちであり、差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまちです。

その実現のために、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実を踏まえ、常に人権侵害を被っている人々の視点に立ち、あらゆる差別を主体的に無くしていこうと行動する人間の育成をめざすという「松阪市人権のまちづくり条例」の基本的な理念の具体化を図っていきます。

### (2)希望と誇りあふれるまちづくり

一人ひとりが人権を尊び、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人住民への差別や部落差別など、あらゆる差別をなくすための行動を促すとともに、すべての人々が希望と誇りをもって社会に参加できる地域社会の実現するまちづくりをめざします。

そのためには、様々な教育や啓発の機会をはじめ、多様な市の人権施策の推進に、当事者としての誇りと自覚をもって活動している人々との出会いを位置づけます。

## 2 人権意識の高揚を図るための施策

人権が尊重される社会の実現には、市民の人権意識を高め、人権問題の正しい理解と認識を培い、意識の変革を促し、差別をなくす意欲と実践力を高める必要があります。

そのためには、2009(平成21)年に改定された「松阪市人権教育基本方針」に沿って、人権教育と啓発のさらなる充実を図っていきます。

### (1)あらゆる場における人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが人権尊重の意義や価値についての理解を深め、相手の立場に立った考え方や生命の大切さ、個性を認め合う心をはぐくむ必要があります。また、お互いの人格を尊重しあえる社会の実現をめざす必要があります。

そのためには、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場や機会を捉えて推進するとともに、隣保館や社会教育施設での活動の活性化を図ることで、市民の主体的な活動を促進することが重要です。

さらに、行政職員、教職員、消防職員、保健・医療関係者、福祉関係者や警察官、司法関係者等は、全て人権問題に深い関わりを持つことから、一人ひとりが人権問題について正しい理解と認識を深め、それぞれの職務において人権尊重の視点に立ち、誠実かつ公平に職務を遂行することが求められています。

このため次の施策を推進します。

- 従来の知識取得型学習から人権問題に関する知識が態度・行動に結びつくような体験的・実践的・参加型学習を行い、人材育成などへの取組の転換を図ります。
- 学校・園においては、「松阪市人権教育基本方針」に沿って、全ての教育活動を通して、人権尊重の精神に貫かれた人間の育成をめざします。
- 保育園等においては、「松阪市人権保育基本方針」(2021(令和3)年3月改正)の具体化を図っていきます。
- 人権保育・教育関係者や団体等と連携し、保育園・幼稚園・認定こども園・学校・行政・地域が一体となった組織的・計画的な取組を行うとともに、行政職員などに対する人権教育・啓発を国・県とともに連携を保ちながら充実していきます。
- 隣保館においては、福祉の向上や住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとしての役割や、地域における人権啓発の拠点施設としての役割を果たしていきます。

## (2)人権教育に取り組む指導者の養成

差別事象が今なお発生する背景には、「市場原理主義」の推進のもとでの能力主義による競争、それに伴う賃金などの格差の拡大や貧困により差別・人権侵害が生み出されやすいという社会状況の問題があります。

その意味で、今日の差別は経済的な貧困問題と深く関わっているといえ、社会の仕組みそのものを変えていく取組も必要だと認識する必要があります。差別の克服には保育園・幼稚園・認定こども園・学校における人権教育だけでは不十分であり、生涯学習の視点での人権教育・啓発が求められています。

そのためには、人権教育の場としての地域社会、学校、家庭の役割を再検討し、必要に応じて地域での活動の支援・促進をしていかなければなりません。

このため次の施策を推進します。

- 人権教育・啓発を広く市民に広げ、効果的に行っていくため、市民の学習活動のリーダーとして活動する指導者の養成を行います。
- 職員研修(会計年度任用職員を含む)の充実を図るとともに、市の外郭団体の職員に対する研修を行っていきます。

## (3)人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実

人権教育や啓発活動を効果的に展開していくためには、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、障がい者、高齢者、女性、子どもなどの人権問題を他人事としてではなく、自分の生き方に深く関わる普遍的な問題として捉えることは大切なことです。

そのためには、市のみならずNPO法人などの市民活動を行っている団体や事業所等による人権教育や市民の交流が重要であるとともに、人権教育に関する情報の収集を行い、その収集した情報を提供していく必要があります。

このため次の施策を推進します。

- 自主的、主体的な活動を促す環境を整備し、必要に応じて人権教育についての知識、手法や講師の派遣や教材作成についての情報などが適切に提供できるよう、人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実を図っていきます。

### 3 人権擁護・救済のための施策

人権問題が複雑・多様化する中、人権が侵害された場合、具体的に誰のどの権利が侵されたかを明らかにし、被害の救済につなげていくことが大切です。この点を踏まえ、「松阪市人権のまちづくり条例」では国・県をはじめ、関係機関や関係団体などとの連携を強化して、「人権擁護のための努力をし、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する取り組みを行うこと」としています。そのために、市としては、人権が侵害されないような環境づくりに努めるとともに、人権が侵害された場合に適切な救済を図るしくみを構築することに努めていきます。

#### (1)相談体制の充実

人権に関わる相談は、その要因が複雑に絡みあって発生するケースが多く、相談者がどこに相談していいのかわからないといったこともあり、これまでの対応だけでは、多様化する人権問題に迅速かつ総合的に十分対応できているとはいえません。このことから、市民が人権侵害を受けたり人権侵害に直面した時に解決の手立てを探し出し、専門的な助言や援助などの支援を受けながら主体的な判断に基づいて課題の解決ができるよう支援していく必要があります。

このため次の施策を推進します。

- 人権侵害に対する救済を可能にする相談機能・支援機能の充実、強化を図っていきます。
- 各種の公的な相談機関が行っている人権擁護に関する支援活動情報について広報等を活用して効果的に提供し、様々な人権問題の相談窓口を明確にしていきます。
- 人権擁護のために法的な解決方法も含め、行政の果たす役割として、気軽に相談できる体制づくりや各種相談機関の連携強化のため、相談担当者の資質の向上のための実践的研修や相談内容の把握・分析、問題の共有化及び新たな施策へつなげる仕組みづくりを進めます。
- 当事者の立場に立って個別の人権課題に対応でき、身近に相談が可能となるカウンセラーや市民ボランティア等の養成・配置を検討していきます。

## (2)人権擁護・救済システムの充実

市においては、人権侵害に関して、被害者救済の視点からの強制力のある制度的な手段をもっていませんが、複雑化する人権問題の相談・支援・救済・擁護に効果的に対処していくためには、相談機関と保護機関の密接な連携、また、公的機関と関係団体等との連携・協働が必要です。

このため次の施策を推進します。

- 人権侵害が起こった場合の対応や救済のあり方についての研究を行うとともに、真に実効性のある人権救済のための法律や制度の確立を国に求めていきます。
- 人権侵害への対応については、人権侵害の事実確認を行い、国(法務局)・県などの関係機関や関係団体等と連携・協働し、その対応を行うとともに、気軽に人権相談ができる体制の充実に取り組みます。また、身元調査による人権侵害に対応するために、本人通知制度の導入を国・県・他市の動向をみながら検討します。

## 4 多文化共生社会の実現やバリアフリーのまちづくり

### (1)多文化共生社会の実現のための施策

国内に在留する外国人は2021(令和3)年末で約276万人、外国人労働者は2021(令和3)年10月末で約173万人となり、過去最高の人数となっております。

2020(令和2)年「出入国管理及び難民認定法」の一部改正により新たな外国人受入れのための在留資格が創設されるなど、今後においても外国人住民の増加が見込まれます。

また、2020(令和2)年には総務省において「地域における多文化共生推進プラン」が改訂され外国人材の受入れ・共生のための施策が進められています。

松阪市においても、2022(令和4)年12月末現在において外国人住民が4,675人と増加傾向にあり、多文化共生社会の実現に向けた施策が求められています。

特に、外国人住民の定住化を進めるうえで外国人児童生徒に対する施策が求められる中、松阪市教育委員会では、2007(平成19)年度より外国人児童生徒のための初期適応支援教室「いっぽ」、2010(平成22)年度より外国人幼児のための就学前支援教室「ふたば」を開設し、初歩的な日本語学習や日本の学校への適応支援を行うとともに保護者への情報発信や教育相談にも対応しています。

2022(令和4)年に実施した松阪市人権問題についての市民意識調査によると、日本に居住する外国人の人権に関する事柄で、人権が尊重されていないと思うのはどのようなことですか、という質問に対し、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」という回答が29.0%となったように、労働条件や居住等において人権問題が発生している状況です。

こうした中、様々な外国人住民の人権が尊重され、市民誰もがいきいきと生活し、多文化が共生する社会づくりを推進していく必要があります。松阪市においても、在住する外国人住民の増加に伴い、多文化共生社会の実現を図るため、より一層、教育・啓発を推進していきます。

このため次の施策を推進します。

- お互いの歴史、文化、習慣の違いを理解しあいながら、自分を肯定的に認め、自信をもって価値ある存在であると思える気持ちをはぐくんでいくための教育・啓発活動を行います。

## (2) バリアフリーのまちづくり

2018(平成30)年施行の「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」では、全ての国民が、障がいの有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がい者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することとしています。

松阪市においても、だれもが安全で快適に市民生活を送ることができるように、高齢者、障がい者などの移動を円滑化し、公共交通機関を安全に利用できるように整備するとともに、福祉施設などの周辺を重点地域として、バリアフリー化を進めてきました。

病院や入所施設にいる高齢者や障がい者、在住する外国人住民などと共に地域で生活し、市民が偏見をなくすために、一緒に学ぶ機会をつくること、そのために、地域での生活を支援する福祉・人権の施策などを充実して、地域で共に生活の経験を積み重ねられる条件づくりが必要です。このようにバリアフリーのまちづくりは、高齢者、障がい者、外国人住民の問題だけではなく、全ての人が共に暮らせるまちづくりが求められます。

このため次の施策を推進します。

- ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、公共交通機関、公共施設などだけではなく、移動を円滑にしていくため、道路、駐車場等のバリアフリー化に取り組みます。
- 手話、点字等による意思疎通支援の充実や情報通信機器の活用などの「情報のバリアフリー」の推進を図るための要員の養成・研修の支援を行います。
- 高齢者、障がい者、外国人住民などへの偏見や差別などの「意識のバリア」や「制度のバリア」を取り除くために、人権啓発・教育を推進していきます。
- 住民が地域社会、家庭、学校で「共に生き」、「共に働き」、「共に学ぶ」経験を共有し、人と人との関係に存在する「バリア」を取り除くための人権に関する相談などを進めていく支援を行います。



## 5 市民が自ら進んでの人権のまちづくり

### (1)市民参加・参画のまちづくり

人権が尊重されるまちづくりを推進するためには、市民の参加・参画と市民との協働は不可欠であり、人権尊重のまちづくりに市民・当事者が政策形成から実施や評価まで参加・参画し、提言ができるような機会や場の提供に努める必要があります。

また、住民自治協議会などに対して、地域における人権に関しての協働の取組を働きかける必要があります。

そのためには、市民活動の持続的な基盤の確立を支援するための制度づくりを進めていきます。

### (2)市民の主体的な人権教育に関する活動の促進

様々な人権問題を解決していくためには、社会全体で取り組んでいく必要があります。また、多様な文化や価値観を持った人々との出会いや交流を通じ、豊かな人間関係を結ぶことにより、偏見や差別をなくし、一人ひとりの違いを認め合う地域社会を創ることが求められています。

このため次の施策を推進します。

- 多様な文化や価値観を大切にしよう豊かな人権文化を創造するために、市民の間で活動しているNPO法人等の民間団体と連携・協働を図ります。
- 「差別をなくす松阪市民の会」の活動については、あらゆる差別の解消を市民全体の課題として、「差別を見抜き」、「差別を許さない」、「差別をなくしていく」真に民主的な松阪市をつくるため、活動の一層の充実と組織の改革を行っていきます。
- 小学校区や中学校区等を単位として、人権啓発活動の支援を行っていきます。

## 6 人権課題解決のための基本施策

### ○部落差別(同和問題)

#### 【現状と課題】

1965(昭和40)年の同和対策審議会答申において、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」と位置づけ、その早期解決を図ることは「国の責務であり、同時に国民的課題である」と基本認識が示されました。

松阪市においても部落差別(同和問題)の解決に向けて、1969(昭和44)年の「同和対策事業特別措置法」の制定及び1990(平成2)年の「松阪市同和対策審議会答申」を受け、住宅や道路整備などの生活環境の改善や人権意識を高めるための教育・啓発など、関係団体の協力を得ながら特別対策として積極的に取り組んできました。

その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

しかしながら、2022(令和4)年に実施した松阪市人権問題についての市民意識調査によると、部落差別(同和問題)に関する事柄で、人権が尊重されていないと思うのはどのようなことですか、という質問に対し「結婚問題で周囲が反対する」という回答が40%を超えるなど、部落差別(同和問題)が解決したとは言えない状況が続いており、依然として重大な問題として取り組んでいく必要があります。

また、人権が尊重されていない事柄を聞く同じ質問で「インターネットやSNSを利用して差別的な情報を掲載する」という回答が22.3%と高い数値となっています。

インターネット上の差別書き込み等の事案は依然として発生しており、松阪市としても2016(平成28)年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」に基づき、問題解決に向け、取組を推進することが求められています。

このようなことから、部落差別(同和問題)解決に向け人権意識の高揚と人権教育・啓発活動を積極的に推進する必要があります。

#### 【基本方針】

- ①部落差別(同和問題)に対する正しい理解を深め、差別の現実を踏まえる中で、差別を解消するための教育・啓発を推進します。また、教育、就労などの課題解決に向けた取組を行い、地域住民の自己実現が図れる社会環境づくりを進めます。
- ②部落差別(同和問題)の解決に向け、地域、家庭、学校、職場など関係機関や関係団体等と連携しながら、差別意識の解消に向けた取組を推進します。
- ③隣保館においては、地域と一体となった「人権のまちづくり」の拠点、周辺地域を含めた地域福祉の向上や人権啓発のための施設として、人権尊重の視点を踏まえて様々な事業を展開します。

## ○女性の人権(ジェンダー平等)

### 【現状と課題】

国連は、1975(昭和50)年に「国際婦人年」と定め、第1回世界女性会議で「世界行動計画」が採択され、翌年からの10年間を「国連婦人の10年」として、女性の問題に関する認識を深めるための活動が開始されました。

2015(平成27)年の国連サミットにおいて合意されたSDGs(持続可能な開発目標)でも目標5で「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」を掲げ、女性に対する差別、暴力、有害な慣行に終止符を打ち、介護や家事などの無償労働を認識・評価し、意思決定における参加とリーダーシップの機会を確保し、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを保证するための様々なターゲットを掲げています。

国においては、1999(平成11)年に男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」が制定され、これを受け翌年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。2005(平成17)年には、国内外の様々な状況の変化に対応するために、「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定され、以後5年ごとに見直しが行われ、2015(平成27)年に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。同計画では、「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域について効果的な推進を図ることとしています。また、2015(平成27)年に「女性活躍推進法」が制定され、女性の活躍がさらに求められる状況のなか、充実した取組につなげていくため「第5次男女共同参画基本計画」が2020(令和2年)12月に策定されました。

松阪市においては、2005(平成17)年に「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」を制定し、2002(平成14)年に策定した「松阪市男女共同参画プラン」を2007(平成19)年、2011(平成23)年、2016(平成28)年、2021(令和3)年に改正し、男女共同参画社会の実現をめざして、計画的に取組を進めています。

2022(令和4)年に実施した松阪市人権問題についての市民意識調査によると、女性の人権に関する事柄で、人権が尊重されていないと思うのはどのようなことですか、という質問に対し「男女の固定的な役割分担意識や行動」という回答が45%を超えるなど、性別による固定的な役割分担意識が残っています。また、「痴漢行為や強制わいせつ等の性犯罪、ストーカー(つきまとい行為)」についても高い回答となっております。女性への心身や生活を守るうえで、その対応が必要となっております。

女性の自立を進めるため、特に仕事と子育て、家庭の仕事を継続するためには、社会制度、利用できる地域資源の整備、さらに支援内容の充実が課題となります。さらに、職場における賃金や労働条件での女性差別、セクシュアル・ハラスメント等は、女性への人権侵害にほかならず、また、女性に対する暴力行為、特に夫や恋人から

の暴力(DV、ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー行為等は、女性の心身や生活を著しく侵害するもので、その対応が必要となっています。

#### 【基本方針】

- ①固定的性別役割分担意識や性差による偏見が解消されるよう、様々な機会の提供や、多様な媒体を活用した広報、啓発活動を展開します。また、学校、地域におけるあらゆる分野において、学習・情報ニーズに対応する機会の充実を図るとともに男女共同参画の視点に立った取組を推進します。
- ②市の審議会等への女性委員の登用推進など、政策・方針決定の過程において男女を問わず積極的に参画できるよう、あらゆる機会を通じて、男女共同参画に関する情報提供を行い、事業所や団体等に働きかけを行います。
- ③ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて社会的気運の醸成を図るとともに、年齢や性別にかかわらず、それぞれの生活スタイルに対応した多様で柔軟な働き方や生き方ができるよう、長時間労働などの見直し、固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発と推進に努めます。
- ④家庭生活、学校等、地域活動、防災など身近な暮らしの場における男女共同参画を推進します。
- ⑤全ての世代の健康の保持・促進のため、身体について正しい認識を持ち、病気の予防と健康増進を図るため、生涯を通じた健康管理・保持の支援をします。また、妊婦や出産に関する健康支援や家庭、地域での自立のための生活支援に取り組みます。
- ⑥配偶者等からの暴力(DV、ドメスティック・バイオレンス)等の根絶に向けた広報活動及び学習機会の提供に努めるとともに、DV等被害者への暴力に対する対策の促進に向けての取組を推進します。また、性の多様性に起因するものを含め職場等におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発に取り組みます。

## ○子どもの人権

### 【現状と課題】

国連は、1989(平成元)年の総会で、18歳未満すべての人の保護と基本的人権の尊重を推進することを目的とした「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択され、日本政府も1994(平成6)年に批准しました。

しかしながら、文部科学省が各都道府県教育委員会を通じて行った、2022(令和4)年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果をみると、いじめの認知件数は681,948件、小・中・高等学校及び特別支援学校における暴力行為の発生件数は95,426件となっており、いじめ・体罰が大きな社会問題となっています。

国としても、子どもを取り巻く状況が深刻化していることを踏まえ、2021(令和3)年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を策定するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として2023(令和5)年4月に「こども基本法」を施行し、こども家庭庁設置法により2023(令和5)年4月に「こども家庭庁」を創設しました。

2022(令和4)年に実施した松阪市人権問題についての市民意識調査によると、人権に関するどのような問題に関心がありますか、という質問に対し、「子どもにかかわる問題」が77.8%と最も高くなっています。また、人権に関する宣言や条約、法律についての認知度に関する質問でも児童虐待防止法(児童虐待の防止に関する法律)の回答割合が高く、松阪市としても、国・県・関係機関が一体となり対策に取り組む問題と考えており、問題行動に対する予防・相談・緊急対応・事後指導の各段階において適切な対策を推進していきます。

「児童の権利に関する条約」の基本理念のもと、常に子どもの最善の利益原則に沿って、未来を担う子どもを育成するための施策を進めていくことが求められます。

### 【基本方針】

- ①学校における人権教育の中に「児童の権利に関する条約」の学習を位置づけて、その促進を図ります。また、家庭・地域への啓発のために、講演会の開催や啓発冊子の作成の取組を行います。
- ②各中学校区で実施している小・中学生対象の「人権フォーラム」の充実を図ります。また、「人権フォーラム」などの様々な人権活動に率先して参加し、人権問題に主体的に取り組んでいく生徒の育成を図るため、「子ども人権文化フェスタ」を開催します。
- ③いじめ、体罰、暴力、虐待などで子どもが苦しむことがないように、関係機関が連携して具体的かつ、迅速な対応と適切な予防策を講じる取組を進めます。
- ④虐待を受けた子どもの早期発見や適切な保護を図るために、関係機関や NPO 法人、関係団体(松阪市児童支援連絡協議会)との情報共有を図るとともに、関係機関と連携して、児童虐待の早期発見と防止に関する取組を進めます。
- ⑤地域における子育て環境の整備のため、子育てに関する相談や情報提供を充実していきます。

## ○高齢者の人権

### 【現状と課題】

国においては2018(平成30)年に「新たな高齢社会対策大綱」を閣議決定しました。大綱では「年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会をめざす」「地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る」「技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する」ことを基本的な考え方として高齢者社会対策を進めることとしています。

松阪市の65歳以上の人口は2023(令和5)年1月1日現在で48,330人、高齢化率30.4%となっています。また、2025(令和7)年には高齢者の5人に1人が認知症等高齢者になると想定されています。急速に少子高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、介護や医療を必要とする高齢者の増加が見込まれます。親族や地域のつながりが希薄になる中で、高齢者が虐待や消費者被害などにあう危険性も高まっています。

2022(令和4)年に実施した松阪市人権問題についての市民意識調査によると、高齢者の人権に関する事柄で、人権が尊重されていないと思うのはどのようなことですか、という質問に対し「一人暮らしなどの高齢者を狙う詐欺や悪徳商法」や「介護を必要とする高齢者の介護体制(施設の充実等)が、十分に整備されていない」という回答が高くなるなど、社会環境の変化の中、高齢者の生活を守ることを求める意見が高まっています。

全ての高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域生活全般に対して「安心」を確保し、尊厳の保持のための基礎を備えた地域・コミュニティの形成が必要です。そのため地域包括ケアシステムをさらに推進し、高齢者の人権を尊重した施策の充実に取り組んでいく必要があります。

松阪市では、高齢者の保健福祉事業や介護保険制度に関する総合的な計画として「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者施策を計画的に推進しています。

2021(令和3)年3月には、成年後見制度利用促進法に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画とし、権利擁護の推進に取り組んでいるところです。

高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待等が社会問題化する中、2006(平成18)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されており、当市は2020(令和2)年3月に「高齢者虐待防止マニュアル」を改訂し、高齢者や養護者の尊厳を守り、高齢者虐待の早期発見と予防・支援及び対応向上に努めるため、地域包括支援センター等の関係機関と連携した対応と支援に取り組んでいます。



### 【基本方針】

- ①高齢者が永年培ってきた経験・知識をいかし、地域社会で活躍できるように関係機関等との連携を図り、社会参加や就労的支援の充実を図ります。
- ②住み慣れた地域で高齢者が安心して生活を送れるように、質の高い保健福祉サービスを担う人材養成や、地域での支え合い活動のための担い手を養成する取組を行います。また、施設サービスを必要とする高齢者が地域で安心して暮らせるよう社会環境の整備を進めます。
- ③高齢者虐待に対応するため、相談体制、高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会との連携強化、市民への啓発、適切な対応のための研修の充実を図ります。また、認知症高齢者へのより良い支援のため「認知症サポーター」を養成し、さらに「チームオレンジ」による活動等で認知症を正しく理解し寄り添うまちづくりを進め、総合的な支援対策を推進します。
- ④高齢者の人権に配慮した社会環境の整備を進めるとともに、「もめんノート(松阪市版エンディングノート)」の活用や、権利擁護にかかわる相談等への対応、成年後見制度の利用促進、様々な関係機関や専門職によるネットワークを構築して本人の支援に取り組みます。

## ○障がいのある人の人権

### 【現状と課題】

国連では、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が2006(平成18)年に国連総会において採択され、日本政府は2007(平成19)年に、この条約の署名を行いました。

国においては、この条約の締結に向けて、2011(平成23)年に「障害者基本法」を改正し、これをはじめとして「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」の施行、「障害者自立支援法」を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行、「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の改正などの法整備を行ってきました。これら一連の国内法の整備を経て、2014(平成26)年に条約が批准され、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されました。

その後も、2016(平成28)年には、「障害者の望む地域生活の支援」「障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応」「サービスの質の確保・向上にむけた環境整備」の3つを柱とした「障害者総合支援法」等の改正、2021(令和3)年には、民間事業者において努力義務とされていた合理的配慮の提供を法的義務とする「障害者差別解消法」の改正(2024(令和6)年施行)が行われるなど、障がいに関する法律や制度の充実が続いています。

2022(令和4)年に実施した松阪市人権問題についての市民意識調査によると、障がいのある人の人権に関する事柄で、人権が尊重されていないと思うのはどのようなことですか、という質問に対し「人々の障がいのある人に対する理解が不十分なこと」という回答が50.1%と高くなっております。

松阪市においては、2021(令和3)年に第5期松阪市障がい者計画を策定しました。その中で、障がいや障がい者に対する市民の理解が依然として進んでいないことや、障がい者の権利擁護制度の周知が十分でないこと、障がい者が地域で自立した生活を送るために必要なサービスを提供できる体制を維持していくこと、また、障がい者の自立に向けた就労支援を進める必要があることなどを課題として挙げています。これらの課題を踏まえ、計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進することで、障がいの有無に関わらず、すべての市民が住み慣れた地域で共にいきいきと暮らしていくことのできる「地域共生社会」の構築をめざします。

### 【基本方針】

- ①多様な主体と連携しながら、様々な機会を通して広報・啓発に取り組むことで、障がいや障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者を支えるボランティア活動の推進を図ります。
- ②障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、行政や事業者による合理的配慮の提供を確実に進めることにより、すべての市民が暮らしやすい社会の創出を図ります。また、障がい者の権利や財産を守るため、障がい者に対する虐待の防止を図るとともに、権利擁護に関する支援を行います。
- ③障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりの特性に応じたきめ細かな療育・障がい児保育体制の充実を図ります。また、子どもたちが障がいの有無に関わらず同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育」の理念を踏まえた学校の環境づくりを進めます。
- ④障がい者が地域で自立した生活を行うことができるよう、障がいの特性に応じた相談・支援体制の強化を図るとともに、障害福祉サービスの確保により、必要な支援が提供できる体制の充実に努めます。
- ⑤就労を希望する人がその人自身の希望や特性等に応じた就労の場を得られるよう、市内事業所等への働きかけなどの取組を行うなど、関係機関との連携を図りながら、障がい者の雇用を総合的に支援していきます。

## ○外国人住民の人権

### 【現状と課題】

松阪市の外国人住民は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、2019(令和元)年より横ばい傾向にあるものの、2022(令和4)年12月末現在、4,675人となっており、多くの外国人住民が生活しています。

このような中でも、言語・宗教・習慣等の違いから外国人をめぐる人権問題が発生しています。

国内においては、外国人の教育を受ける機会の保障について整備が進められ、2019(令和元)年には「日本語教育の推進に関する法律」を施行し、また松阪市でも2013(平成25)年4月に改訂した「外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針」に基づいて、外国人児童生徒の教育を受ける権利を保障するための方策を進めています。

外国人住民の人権問題は、外国人技能実習制度に関して海外より人権侵害との指摘を受けるなどの就労問題、居住における不利な取扱いなどが問題視されています。また、ことばや文化、生活習慣の違いなどから様々な摩擦が発生しています。

外国人の就労問題について国内の情勢を見ると、労働力が特に不足している特定産業分野において人材を確保することを目的に、2018(平成30)年12月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、特定技能制度が創設されました。さらに、2023(令和5)年8月には特定技能2号の対象分野が追加されるなど、新たな動きを見せております。

2022(令和4)年に実施した松阪市人権問題についての市民意識調査では、日本に居住する外国人の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか、という質問に対し、「日本の文化や社会事情を外国人に理解してもらおう」という回答が38.2%、「日本人にも外国人にも互いの情報をより多く提供する」という回答が37.9%と相互理解の必要性を示す回答が高くなっております。

さらに、近年ヘイトスピーチによる社会問題が大きな課題となっております。2016(平成28)年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行され、差別が許されないことの啓発活動が国・地方自治体において行われているところです。

外国人住民の権利擁護と社会参画を促進するとともに、お互いの文化やアイデンティティを認め合い、「多文化共生社会」の実現に向け取り組むことが、それぞれの個性を発揮し合い、新たな活力があふれる人権のまちにつながります。

### 【基本方針】

- ①外国人住民との相互理解のために、歴史、文化、生活習慣についての正しい認識を深め、それぞれの生活様式を尊重し、差別や偏見をなくし、多文化共生推進の教育・啓発を推進します。
- ②外国人住民の社会生活における支援の充実について、行政・事業者・住民組織・関係団体等と連携を図り、外国人住民が様々な困難な状況で生活に支障をきたさないよう支援のしくみをつくります。また、地域内交流の促進に努めるために、松阪市多文化共生推進協議会やNPO法人等関係団体との連携を図ります。
- ③外国人児童生徒の教育を受ける権利を保障するために、初期適応支援教育の整備と拡充に努め、各学校における外国人児童生徒教育の推進体制の確立等を図ります。また、不就学児の把握や義務教育未修了者の教育権の保障に努めます。
- ④日常生活や災害時に対応する情報の多言語化に努めるとともに、総合相談窓口の設置などに日常生活上の問題等について気軽に相談できる体制づくりの充実に取り組めます。
- ⑤外国人住民を対象にした日本語教室の取組を進めます。
- ⑥外国人の雇用問題については、ハローワークと連携し、取組を進めます。
- ⑦「松阪市外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針」に沿った各学校における行動計画の作成に取り組めます。

## ○アイヌの人々の人権

### 【現状と課題】

国連総会において2007(平成19)年に採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」を受けて、国においては総合的かつ効果的なアイヌ政策が進められています。

2019(令和元)年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が施行され、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別等の禁止や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められ、国及び地方公共団体において従来 of 文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を総合的かつ効果的に推進していくことが求められています。

松阪市は、幕末に6度にわたり北海道を探検し、アイヌの人々と深く交流した松浦武四郎の誕生地であり、毎年、アイヌの人々との交流が行われています。

### 【基本方針】

アイヌの人々を尊重した松浦武四郎の顕彰等により、アイヌの人々が置かれてきた歴史的な経緯や独自の伝統文化を知り、多様な文化への理解を深め、尊重し、共生する意識を醸成していきます。

## ○インターネット・SNSによる人権侵害

### 【現状と課題】

総務省の通信利用動向調査によると情報通信機器の世帯保有率については2020(令和2)年時点で9割を超えており、その中でもスマートフォンの普及が進み、SNS等による情報発信が容易にできる社会となりました。

その中で、発信者の匿名性を利用し、個人や特定の地域や団体、あるいは特定の民族に対する誹謗・中傷をはじめ、差別を助長・扇動し、生命の危険すら感じさせる内容の書き込みなどが氾濫しています。

2022(令和4)年に実施した松阪市人権問題についての市民意識調査でも、関心のある人権問題について「インターネットやSNSによる人権侵害にかかわる問題」が58.9%と高くなっています。また、インターネットやSNSに関する事柄で、人権が尊重されていないと思うのはどのようなことですか、という質問に対し「他人を誹謗中傷する表現を掲載している」という意見が66.2%と高く、情報社会の進化の中、差別に繋がりやすい社会環境を反映した結果となりました。

こうした中、青少年をインターネットによるトラブルから守るため、フィルタリングの利用促進を図ることを目的として「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」が2017(平成29)年に改正され、2018(平成30)年に施行されました。

また、インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを契機として、誹謗中傷全般に対する非難とともに、抑止すべきとの意識の高まりから、2022(令和4)年6月に刑法が改正、同年7月の施行により、悪質な侮辱行為に対して厳正に対処するよう侮辱罪の法定刑が引き上げられました。

そのほかにも、インターネットによる誹謗・中傷は訴訟手続等が煩雑なものでしたが、2021(令和3)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」が改正、2022(令和4)年10月に施行され、情報開示の手続きが簡易・迅速なものとなりました。

2003(平成15)年5月に「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」が施行され、行政機関や企業に対して個人情報の適正な取扱を義務づけられる等、プライバシーの権利を考える機会が増えています。インターネットの普及により、今後も個人の情報発信が容易にできる社会が想像されます。このようなことから、人権教育・啓発の取組をさらに強化していくことで、インターネット・SNS上で差別表現や人権侵害をしようとする意識にならない人々を育てていくことが重要です。

### 【基本方針】

- ①インターネットやSNS等での差別書き込みや人権侵害などの書き込みを未然に防止するため、教材の作成、学習会・講演会の開催や支援などを行い、人権教育・啓発活動を推進していきます。また、学校教育段階において、ネットワーク上のルールやマナー、人権侵害などに関する情報モラル教育を充実させていくとともに、差別書き込みに対して適切に対応できる人材を育成していきます。
- ②インターネットやSNS等で掲載された差別的な表現に対して、国や県などの関係機関と連携・協働し、削除要請に努めます。また、インターネット・SNS等の差別書き込みの実態把握や監視を行うための体制づくりを進めます。
- ③プライバシー侵害や人権侵害による被害の防止、被害者救済等のため、差別的情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等について十分な措置を定めた法制度の整備を図ることを国・県に要望していきます。



## ○労働者の人権

### 【現状と課題】

今や労働者の3人に1人がパートや期間従業員など非正規雇用職員が占めるようになりました。

その背景には、グローバル化によるコスト競争に対応するために、正規雇用の抑制と派遣雇用への置き換えが推し進められたことが指摘されています。

しかも、非正規労働者は賃金が低だけでなく、一部の企業にあっては、劣悪な労働環境に置かれていることや、職場では差別的な取扱いをされるケースがあることも明らかにされています。また、個人がばらばらになり、孤立感や疎外感を深める中で、自分の置かれた困難な状況に対する不満や怒りを解消しようとして、不特定の人やより弱い立場の人を攻撃・差別するという事件も起こっています。

一方、非正規労働者の増加とともに、正規労働者も長時間労働が蔓延し、長時間の残業を原因とする心筋梗塞などの「過労死」や、過労や職場のストレスから精神疾患となり自ら命を絶つ「過労自死」も増大しています。

さらには、専門的な知識や技能を持つ非正規雇用者を除く、一般の非正規雇用者は、厳しい環境のもと、いつ職を失うかわからないと言った不安を抱え、将来に希望が持てず、家庭も持てないという意見も多く、モチベーションの低下が懸念されています。

このような状況は、新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の影響も受け、一部の企業では、非正規雇用者を減らして調整する「派遣切り」やリストラ、内定の取消し等、働く場所すら奪われて行く状況があります。

こうした中、松阪市では、住民の生活・経済支援のための緊急相談窓口の開設や住宅対策などの取組を図っていますが、製造業への派遣の再検討や雇用の改善・確保、同一労働・同一賃金の確立、社会保障の充実、労働者支援のネットワークづくりなど、国・地方自治体と企業と労働者が協力し、正規労働者・非正規労働者・男性・女性・障がいのある人・外国人住民等がともに安心して働くことのできる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

### 【基本方針】

- ①住民の生活支援や経済支援の取組の充実を図るとともに、相談窓口を設置し、苦情に対する意見を記録し、情報公開するなどの対応を図ります。
- ②雇用の促進など関係機関や関係団体等と連携・協力し、推進していきます。
- ③労働者派遣法の抜本的改正、正規労働者と非正規労働者との均等待遇の確立、雇用保険制度の改善などの「ワーキングプア」対策の強化等を国・県に求めていきます。
- ④就労支援のための相談事業は、ハローワークと連携を深めていきます。

## ○性の多様性

### 【現状と課題】

性的思考とは、人の恋愛・性愛がどういう概念に向かうのかを示すものです。

各メディアでもLGBT(Q+)という言葉が使われるようになり、広く認識されるようになりましたが、まだ社会の偏見にさらされたり、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けたりするなど、日常の様々な場面で苦痛を強いられています。

国においては、2004(平成16)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され人権尊重の視点に立って性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになり、2008(平成20)年には、性別の取扱いの変更の審判において、「子どもがいないこと」という要件が一部緩和され、「未成年の子どもがいないこと」と改正されました。

また、2023(令和5)年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に取り組むことを示すものとなりました。

三重県でも、2021(令和3)年3月に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」が施行され、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざして取り組んでいます。この条例では、「何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならず、及び性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露(本人が秘密にしていることを明かすことをいう。アウティング)をしてはならない。」と規定されており、社会における共通認識となるべく規範が明示されています。

また、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」の趣旨に基づき、2021(令和3)年9月に三重県パートナーシップ制度が実施され、松阪市においても県と連携し、取り組んでいるところです。

しかし、問題解決に向けた新たな段階に入ったばかりであり、性の多様性に関する理解の増進に向けた施策をさらに進めていく必要があります。性的マイノリティをはじめとする全ての人々が自分自身のあり方を肯定的にとらえ、自分らしく生きていくことができる人権教育を推進していくことが必要です。

### 【基本方針】

研修会等の実施及び啓発活動を通じて、性の多様性に関する市民の理解を促進するとともに、パートナーシップ制度の導入等、性的少数者の方々の生きづらさの解消に努めます。

## ○自死(自殺)をめぐる人権問題

### 【現状と課題】

全国の自死者は2003(平成15)年の3万4千人超をピークに減少傾向にあり、2022(令和4)年は約2万2千人と減少傾向にありますが、依然高水準にあります。

国においては、自死の防止を図るため、2006(平成18)年に「自殺対策基本法」を制定し、2007(平成19)年には「自殺総合対策大綱」を策定し、国をあげて、自死対策の総合的な取組が進められています。

松阪市の自死者数(人口動態統計)は、毎年30人～40人前後で推移しており大きな課題となっております。松阪市でも、自殺対策基本法において、全ての市町村に「地域自殺対策推進計画」の策定が義務付けられることになったことから、総合的に自死対策を推進するため、2019(平成31)年に「松阪市自殺対策推進計画」を策定しました。2023(令和5)年度に「松阪市自死対策推進計画」に改定し、さらなる自死対策に取り組んでいます。

### 【基本方針】

- ①自死対策は、社会全体で取り組むべき問題であるため、関係機関やNPO法人、関係団体等と連携し、啓発に取り組めます。
- ②自死対策として、地域での身近な人の変化に気づき、相談機関につなぐ役割を担う人の人材養成に取り組めます。
- ③相談員の資質向上や人材育成に取り組むとともに、相談担当部局相互の連携を図ります。
- ④こころの相談や多重債務相談など各分野における相談窓口の充実を図ります。
- ⑤地域・学校・職場など心の健康づくりの推進に取り組めます。

## ○様々な人権問題

### 【施策の位置づけ】

多様化する現代社会において、これまでに掲げた部落差別(同和問題)、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人住民、アイヌの人々、労働者の人権、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティの人々、自死問題のほかにも、HIV感染症・エイズ患者・ハンセン病元患者(回復者)などの感染症患者等や刑を終えた人・保護観察中の人等への人権侵害、犯罪被害者やその家族、ホームレスに対する人権侵害など、様々な人権課題が存在します。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな人権侵害も問題化されました。

これらの人権課題と独立した施策としてあげた人権課題との間に重要性においては変わりありませんが、未だ総合的な取組まで至っていないことから、「様々な人権課題」として位置づけました。

このほかにも、沖縄の人々に関わる人権問題、難民に対する人権保障、情報化がもたらす人権侵害などの問題があります。

こうした人権に関する課題をしっかりと見据え、様々な人権課題の状況を把握し、その解決に向けた取組を進める必要があります。

## ●新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題

### 【現状と課題】

2020(令和2)年に新型コロナウイルス感染者が国内で確認されてから、松阪市においても感染防止対策が取られてきました。

しかし、感染された方やそのご家族、医療従事者等への差別的な言動が見られました。また、ワクチン接種を受けていないことに対する差別も問題化されました。

2021(令和3)年に新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」は2023(令和5)年5月に廃止され、一定の収束を迎えておりますが、感染症に対して不安に包まれやすい状況は今なお続いています。自分の言葉や行動が差別や偏見につながっていないか、改めて考えることが大切です。

●感染症患者等(HIV感染者・エイズ患者、肝炎ウイルス感染者、ハンセン病患者・元患者 その家族等)に対する人権

【現状と課題】

HIV感染者・エイズ患者、肝炎ウイルス感染者等の感染症に対し正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。

かつての日本では、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者・その家族に対し、いわれのない偏見や差別の対象となってきました。

また、感染症に限らず、がんや難病においても病気に対する偏見や無理解により、心ない言葉をかけられる等の差別を受けることがあります。

偏見・差別をなくすためには、病気に対して正しい知識を持ち、理解するとともに常に人権の尊重という観点から問題を捉える姿勢が大切です。

2019(令和元)年、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されるとともに「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の改正により、元患者家族を対象とした新たな補償の措置が講じられることとなり、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化が図られることとなりました。

松阪市でも、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病患者・元患者、その家族等に対する人権を正しく理解するため、関係機関との連携のもと、啓発冊子やパンフレット等を配布し、啓発活動を行っています。

このようなことから、全ての人々が安心して病気と闘える環境をつくるためには、病気に対する正しい理解と国や地域社会の支援が必要です。また、差別や偏見に立ち向かえる正しい知識を身につけるとともに、自分自身にできることを考え合っていくことが必要です。

## ●刑を終えた人・保護観察中の人の人権

### 【現状と課題】

刑を終えた人、保護観察中の人が社会復帰した際、偏見や差別により、様々な機会から排除され、生活するにはかなりの困難を強いられています。また、悪意のある噂の流布などによる偏見は、その家族にも向けられることがあります。

検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇していることから、国においては2016(平成28)年に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行しました。就労・住居の確保等、犯罪をした者等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援することで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざしています。

松阪市でも 2023(令和5)年3月に策定した第4期松阪市地域福祉計画・松阪市地域福祉活動計画を松阪市再犯防止計画として位置付け、刑を終えた人、保護観察中の人への支援体制や関係機関との連携を構築するとともに、地域に住む仲間として共に暮らしていけるよう、偏見や差別意識の解消に取り組んでいます。

## ●犯罪被害者等の人権

### 【現状と課題】

不条理な事件・事故等により被害を受けた人やその家族、遺族は、生命身体、精神、財産上の直接的な被害を受けます。

さらに、その後には生じる精神面や経済面等、様々な二次的被害により、さらに深く傷ついたり、心的外傷後ストレス障害(PTSD)に苦しんだりすることが少なくありません。

犯罪等を抑止する努力は続けられているものの、犯罪等は後を絶ちません。しかし、その被害の実態についての理解は十分ではなく、特別な出来事、無関係、被害者の責任にするといった誤った認識を持っている人がいます。

そのため、被害者やその家族はさらに追いつめられ、社会からの孤立を深めています。

国においては、2004(平成16)年に犯罪被害者等の権利や利益の保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、松阪市では、2019(平成31)年3月に「松阪市安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画(第二期)」を策定し、犯罪被害者等への支援に取り組んでいます。

このようなことから、一人ひとりが被害者やその家族が置かれている状況や心情を正しく理解し、地域で共に安心して暮らしていけるような社会をめざしていくことが必要です。

## ●ホームレスの人権

### 【現状と課題】

ホームレスは、野宿生活を余儀なくされている人たちで、襲撃されたり、強制退去されたりして、生存権を著しく侵害されています。

国においては、2002(平成14)年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定されましたが、具体的な施策の整備を講じていく必要があります。

松阪市でも公園・河川や道路等で生活されているホームレス等に対して、面談や調査を行い、生活状況等を把握し、関係機関と連携して居宅での生活ができるよう本人の意思に沿った助言・相談・指導を行っています。

これらの状況は、その時代における社会問題が複合的に絡み合っただけで生じたものであり、「個人責任」として、一方的に問題を当事者に押しつけることは重大な人権侵害です。

しかしながら、社会にはホームレス等への偏見や差別、問題に対する無自覚があり、生存権が保障されない現実があります。

このようなことから、社会保障の充実・地域のセーフティネットの再構築をめざし、一人ひとりの社会問題認識を高め、解決に向けた行動を起していくことが必要です。

## ●災害と人権

### 【現状と課題】

2011(平成23)年3月11日に発生した、東日本大震災は、国内観測史上最大規模の地震であり、甚大な人的被害が生じるとともに、地震と津波による福島第一原子力発電所事故により、大量の放射性物質が放出される事態となりました。復興庁の調べでは、2022(令和4)年8月1日現在でも約3万2千人の避難者数が報告されています。

東日本大震災の発生から10年以上経過しましたが、福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく偏見、差別が今なお続いており、様々な人権問題に直面しています。

放射能汚染や内部被ばくに対しては正しい理解が必要であり、教育、啓発が重要な課題となっています。

また、近年その発生が懸念されている南海トラフ地震は、東日本大震災を超えるとも言われる大規模災害になることが危惧されています。松阪市においても地域防災計画を策定し、高齢者や障がい者等の自力での避難が困難な避難行動要支援者への支援対策も定められています。

### 【基本方針】

- ①新たに発生する課題も含めて、多様な人権に関する課題をしっかりと見据え、人権侵害等の状況について把握します。
- ②偏見によって生まれた差別をなくすために人権課題の正しい理解のための教育・啓発活動を行います。
- ③相談業務を充実させるとともに、人権侵害が認められる場合は、関係機関や関係団体等との連携、協力により適切な対応が取れる体制を構築します。
- ④高齢者、障がい者、乳幼児、子ども、妊産婦、外国人など要配慮者を対象にした防災啓発や災害時に対する情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ります。



## V 推進にあたって

本基本方針に示した人権施策を着実に推進するため、全庁的な取組を進めていきます。

さらに、国・県などの関係機関、事業所、NPO法人、関係団体等との連携・協働のもと実効ある人権施策を積極的に推進します。

### 1 人権行政の推進体制

「松阪市人権のまちづくり条例」において、市は市民の人権の擁護、救済の取組や人権意識の高揚を図る施策を積極的に策定し、実施する責務を有するとしています。

全ての市職員は、市民の人権を守る立場から、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが求められています。

このため、人権のまちづくりに係る施策について総合的かつ効果的に推進するため、「松阪市人権施策推進本部」を設置するとともに、「人権啓発庁内連絡会」との横断的な連携体制をより一層充実させます。

そして、2012(平成24)年に策定した「松阪市職員人権研修計画」に基づき、全ての市職員の人権意識の高揚と豊かな人権感覚を身に付けさせるため、体系的でより充実した研修を行うとともに、研修成果の検証に取り組みます。また、市職員リーダー養成講座等の充実を図り、各部署に配置した人権啓発推進員の育成に努めます。

### 2 国・県・各市町・民間団体・事業所との連携

人権を尊重する社会の実現のためには、社会全体の取組が必要です。

そのためには、国、県、事業所、NPO法人等の民間団体、ボランティア団体、自主的な学習グループ等との連携を図り、相互の協力体制を強化した幅広い取組を積極的に展開していくことが求められています。

このため、松阪市人権施策審議会や様々な当事者、関係団体など多様な主体との意見交換を定期的に行い、人権施策を推進します。

さらに、事業所に対しては、人権教育に関する取組を促すとともに、自主的な人権教育・啓発の実施を支援し、適切な助言や情報の提供等を行っていきます。

### 3 基本方針の見直し

この基本方針については、「松阪市人権のまちづくり条例」第6条に明記されているように、「行動計画」を策定し、具体化を図っていきます。

そして、社会情勢の変化や新たな人権課題に的確に対応するため、人権施策の進捗管理や成果などを評価し、必要に応じ、見直しを行います。

## 資料編

- 松阪市人権施策審議会委員名簿
- 人権尊重都市宣言
- 松阪市人権のまちづくり条例

松阪市人権施策審議会委員名簿（敬称略）

任期 令和4年4月27日～令和6年4月26日

	氏名	所属等	備考
1	青木 浩乃	松阪市第一地域包括支援センター	
2	井川 東	松阪市青少年育成市民会議	
3	岡本 俊光	松阪市住民自治協議会連合会	
4	川端 康博 (令和5年7月27日～)	公益財団法人 三重県国際交流財団	会長 ～令和5年7月26日
	筒井 美幸 (～令和5年7月26日)		
5	栗田 季佳 (令和4年6月10日～)	三重大学教育学部 特別支援教育	
6	酒井 由美	子育て応援プロジェクト☆パイン	会長 令和5年7月27日～
7	関口 信人	市民公募委員	
8	世古 佳清	松阪市障害者団体連合会	
9	竹岡 由美子	松阪市老人クラブ連合会	
10	刀根 隆洋 (令和5年10月6日～)	連合三重松阪多気地域協議会	
	一ノ木 孝明 (～令和5年10月5日)		
11	中川 弘文 (令和6年2月6日～)	松阪保護司会	
	庄下 としゑ (～令和6年2月5日)		
12	前田 浩	市民公募委員	
13	水本 雅久	松阪市人権擁護委員会	
14	皆川 治廣	中京大学法学部	副会長
15	和田 文剛 (令和5年2月13日～)	松阪市民生委員児童委員 協議会連合会	
	渡邊 和己 (～令和5年2月12日)		

## 人権尊重都市宣言

私たちは、基本的人権が尊重され、市民一人ひとりが希望と誇りを持ち、安心して暮らせるまちの実現をめざします。

社会には、さまざまな人権侵害が今なお存在しています。しかし、いかなる理由があっても人権侵害は許されるものではありません。

私たちは、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げ、だれもが住みよいまちを築いていくことを誓います。

ここに松阪市は「人権尊重都市」を宣言します。

平成18年3月31日

## 松阪市人権のまちづくり条例

平成18年12月22日条例第62号

一人ひとりが人間として尊重されるとともに、希望と誇りをもって生活し、社会参加の機会を平等に得ることができる真に豊かな社会の実現は、私たちすべての願いです。私たちは、人権擁護と人権啓発のためのさまざまな取り組みを行い、すべての人の人権が実現される社会づくりに努力してきました。

しかし今日、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別などさまざまな差別により人間の尊厳が侵害されているといわざるを得ない状況があり、地域社会における連帯によって解決をはかることが重要な課題となっています。

世界人権宣言には「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれており、また日本国憲法第14条にも、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」ことが明記されています。しかし、このことが無条件に人権の擁護を保障していることにはなりません。日本国憲法第12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」として、権利を実現するためには国民の不断の努力が必要であることを確認しています。松阪市に住む私たちの人権を守るためには、私たち自らが人権への関心とその侵害を許さない態度をもつことが重要なのです。

私たち一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いを大切に作る心を育み、人権尊重を基調とするまちづくりを実現するための努力が必要です。すべての人が希望と誇りをもって暮らせる真に豊かな社会の実現にたゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、世界人権宣言、日本国憲法及び松阪市人権尊重都市宣言の精神にのっとり、一人ひとりが人権を尊び、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別など、あらゆる差別をなくすための行動を促すとともに、すべての人々が希望と誇りをもって社会に参加できる地域社会の実現に資することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとします。

- (1) 市民とは、市内に住所、生活又は活動の拠点を置く者、滞在者などをいいます。
- (2) 事業者とは、市内で事業を営む個人、法人又は団体をいいます。

(市の責務)

第3条 松阪市(以下「市」といいます。)は、第1条の目的を達成するため、市民の人権の擁護、救済の取り組みや人権意識の高揚をはかる施策を積極的に策定し、実施する責務を有します。

- 2 市は、人権施策の策定及び実施にあたっては、十分な調査、研究を行い、国、県や市民組織などと連携協力をはかります。

(市民の役割)

第4条 市民は、自ら人権意識の高揚に努め、相互に人権を尊重します。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自ら市とともに人権施策の企画及び実現に努めます。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動が地域社会に密接に影響を及ぼすことに配慮し、人権の尊重によるあらゆる差別の解消と雇用の促進や社会参加などに積極的に努めます。

- 2 事業者は、社会的責任を自覚し、人権研修などを通じて職場における人権意識の高揚に努めます。

(施策推進の基本方針)

第6条 市は、第1条の目的を達成するための諸施策の実施にあたっては、次に掲げる事項を基本方針とし、行動計画を策定し、その推進に努めます。

- (1) 市民が一人の人間として尊重され、希望と誇りをもって生活できる社会を築くこと。
- (2) 人権教育及び啓発活動を通じて人権意識を高めること。
- (3) 人権擁護のための努力をし、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する取り組みを行うこと。
- (4) 多文化共生社会の実現やバリアフリーのまちづくりに関する取り組みを行うこと。
- (5) 市民が自ら進んで人権のまちづくりのための施策を企画及び実施していく意欲と能力を高めること。

(人権教育及び啓発活動の充実)

第7条 市は、市民の人権意識の高揚をはかるため、家庭、学校、市民組織及び事業者との密接な連携による人権教育及び啓発活動を充実し、人権尊重の社会的環境づくりに努めます。

(推進体制の充実)

第8条 市は、人権のまちづくりの理念に基づく施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関や関係団体などとの連携を強化するための体制を整備します。特に市民との連携をはかりながら市民組織などと協力していく体制づくりに努めます。

2 市は、前項の施策の推進にあたっては、必要に応じて市民意識の把握を行うとともに、推進体制の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めます。

(審議会の設置)

第9条 市は、人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、松阪市人権施策審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、人権施策の推進及び明るく住みよいまちづくりの推進に向けて、基本的事項の協議及び審議を行い、その結果を市長に答申します。

3 審議会は、人権施策に関する事項に関し、市長に意見を述べることができます。

4 審議会は、委員15人で組織します。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

(1) 学識経験者

(2) 人権関係団体の代表者

(3) 公募による市民

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。



「松阪市人権施策基本方針(第三次改定)」

○発行日 2024(令和6)年4月

○発行元 松阪市

〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

人権・多様性社会課

電 話:0598-53-4017

F A X:0598-26-4035

E-mail:jinkyō.div@city.matsusaka.mie.jp

この基本方針は、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。